

専攻名 法学・政治学専攻 選抜区分 一般・外国人・社会人

科目名 国際法 記載者氏名 _____

解答例又は出題意図

筆記試験は、問題1はトピックを示した設問であるのに対して、問題2は事例問題とした。いずれにおいても問題点を自ら発見し、その事項に関する国際法を示し、判例や学説を挙げて論じた上で結論を示すことが求められる。国際法分野の基礎知識とともに、問題発見能力、分析能力、理論的思考能力を問う意図で出題した。

問題1

<出題意図> 国際法の基礎知識と、国際人権法に特有の問題点の理解を問う問題である。

<解答例> 条約の批准とは何か、留保とは何かを条約の法的拘束力の範囲の問題として基礎知識として記述できていること、さらに、人権に関する条約では締約国間に相互主義的な関係が成立していないため、不適切な留保に対する締約国からの異議申し立てが行われる可能性が低く、留保の歯止めがきかない問題点などを論述することが求められる。

問題2

<出題意図> 事例問題から国際法上の問題点を見出し、解説する能力が求められる。国連憲章の基本的な条文、判例、学説の理解を踏まえ、法を事例に適用し論理展開する能力が問われる。本設問ではB国が行った武力行使を集団的自衛権で正当化できるか、その条件と妥当性を論述することを求めており、多数説のみならず、判例等で却下された主張も含めて学説上の少数説である主張について理解しているかを問う問題である。

<解答例> B国による武力行使が武力行使禁止原則に違反していることをまず明確にした上で、武力行使禁止原則の例外又は違法性を阻却する事由に該当するか否か論じなければならない。当該事例では、自衛権の要件に加えて、他の国際法上の論点についての知識が必要である。他の論点として、bx民族の自決権行使への協力（自決権の重要性、対外的自決権、友好関係宣言、コソボに関する勧告的意見）、人道的干渉（民族弾圧やジェノサイドを主張して人道的干渉として正当化する可能性、慣習法上の武力行使禁止原則の例外の有無の議論）、並びに、集団的自衛権の行使の前提としてのY国の国家性といった論点がある。

武力行使禁止原則の例外としての自衛権（集団的自衛権）について、以下の要点につき基本的な条文及び判例並びに学説を明記して理論展開しなければならない。まず武力行使禁止原則について、国連憲章第2条4項と慣習法化を明記して重要性を示すこと。次に、自衛権の要件について、国連憲章第51条明記の要件3つ（武力攻撃の発生、安理が必要な措置を取るまでの間という暫定性、自衛措置を安理に報告）と、慣習法上の要件2つ（必要性、均衡性）を明記し、国連憲章上の自衛権と慣習法上の自衛権の概念との一致を指摘して、すべての自衛権の要件の充足必要性を論じること。特に「武力攻撃の発生」という要件については、ニカラグア事件の判示を挙げて「武力行使」の分類を説明しなければならない。また、集団的自衛権について追加して求められる2要件への言及と本事例への適用を行わなければならない。

以上